

令和2年度第6回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月27日(木) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	二宮	浩久
主任主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番	橘川	直泰	6番	倉持	純子
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議 事

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは第6回の総会を開催したいと思います。

出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

今月から10月まで農地パトロールが実施されます。本日は、暑い中で行われますので熱中症に気を付けてください。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第6回総会の議事録署名委員につきましては、5番橘川委員、6番倉持委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

このたび、7月27日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を7月31日付で発行しております。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、東京大学果樹園跡地の南側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第15号朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1及びNO2について、橘川委員、お願いします。

**【委員】**

8月19日に一色地区農業委員及び事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1,280㎡のうち、416㎡です。

借受予定者に営農計画などについて聞き取りをした結果、試行錯誤しながら適正な耕作・管理に努めており、先が明るい事が伝わりました。既に借りている農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、NO3について、露木委員、お願いします。

**【委員】**

8月19日に一色地区農業委員および事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の滑窪に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は2,104㎡です。

借受予定者に営農計画などについて聞き取りをしたところ、他の町で借りていた農地を昨年に打ち切り、以前よりも規模を縮小することにより、現在耕作している農地に集中し、適切に管理していくとのことであり、効率的な農地利用が見込めることから、問題はないと思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第15号関係資料をご覧ください。

NO1及びNO2について補足説明いたします。

本案件については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。NO1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しており

ます。NO2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、5ページから9ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は10ページに、公図の写しは11ページに添付しております。利用目的は露地野菜を栽培する計画であり、新規申請となっております。

借主が耕作する農地については、現地確認等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

続きまして、NO3について補足説明いたします。

本案件につきましては、相対による利用権設定となっております。12ページに農用地利用集積計画書、13ページに位置図、14ページに公図の写し、15ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的はジャガイモ、キュウリ、トマト等の露地野菜を作付けする予定となっております。

当該地は、平成27年9月1日から令和2年8月31日までの5年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。

なお、最初に利用権設定を行ったのは平成17年度であり、継続申請は今回が3回目となります。

借主が耕作する農地についてですが、昨年度の農地パトロールでは、農地の一部で草刈がされていなかったことから、A判定でした。パトロール後、事務局より借主に連絡しまして、農地パトロール当時に手が回らない事情であった旨をお伺いしましたが、適正管理の指導を行い、借主によって草刈等による対応・管理がなされました。8月19日に実施した現地確認では、全体的な管理はされておりましたが、農地の一部に設置されているビニールハウスで栽培されていたトマトの管理が十分ではなかったため聞き取りを行ったところ、今後、栽培方法について改善を図っていくとのことであり、ビニールハウス以外は管理されていることから、改善の見込みはあると思われます。また、地区農業委員の報告でもありましたように、町外で借りている農地の規模を縮小したことから、現在耕作している農地に集中していくとのことですので、昨年度のように手が回らない状況は、現在は発生しづらくなっていると思われ、また、当該地に隣接した借主が耕作している農地については、これまでも適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

#### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

#### 【委員】

NO3について、対象地にビニールハウスと農業用倉庫がありますが、これらを建てる事に関して、地権者と借主の間で書面上でのやり取りは交されていますか。

**【事務局】**

書面においてのやり取りがされているかは、把握しておりませんが、当該地は平成17年度から長期間に渡り利用権設定が継続されており、地権者と借主の間で話はされていると思われます。

**【委員】**

書面上でのやり取りはなくて大丈夫なのでしょうか。

**【事務局】**

利用権設定をする際に必須としておりませんが、書面でのやり取りがあれば、返す時等にトラブルを避ける事ができるので、あった方が望ましいと思います。

**【議長】**

ビニールハウス等は、借主が建てたものですか。

**【事務局】**

過去の資料等を確認したところ、恐らく利用権設定後に借主が建てたと思われます。

**【議長】**

後々トラブルにならないよう、整理した方が良くと思います。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会